グループ自主研究奨励要綱

令和６年４月１日改正

第１　目的

この要綱は、県行政に関する事項について自主的に研究を行う職員のグループ活動を奨励、援助することにより、職員相互の啓発意欲の高揚と研究風土の醸成を図ることを目的とする。

第２　対象

研究活動の対象は、勤務時間外において次項に掲げる内容について研究調査を行うために、異なる所属に属する３人以上の県職員（他団体等への派遣職員（割愛退職者を除く。）を含み、教育職員、警察職員、当該年度の退職予定者、任期付職員、暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員、他団体等からの出向者、臨時的任用職員、会計年度任用職員及び同一年度に本制度の登録決定を受けたグループの構成員を除く。）で結成されたグループとする。

ただし、同一年度に本制度の登録決定を受けたグループの構成員が５割を超える等、総務部長が不適当と認めるグループは、対象外とする。

なお、調査研究の内容に応じて、上記「異なる所属に属する３人以上の県職員」に算入されない職員及び県職員以外の者をそのグループの構成員に追加することができる。

第３　研究活動の内容

研究調査の内容は次の範囲とする。

(1)　県行政の推進に参考となるもの

(2)　グループ活動を通じ県職員としての自己研鑽の向上に資するもの

ただし、政治活動、宗教活動及び趣味、レクリエーション活動及び業務として実施すべき活動と認められるものは除く。

第４　支援策の内容

総務部長は、第６に規定する登録を受けたグループに対し、次の内容の支援策を実施する。

(1)　研究調査活動に必要な会場及び備品の使用についての便宜

(2)　講師の斡旋

(3)　自治研修所の図書の貸出

(4)　研究調査活動経費の一部を奨励金として支給

(5)　研究成果の公開

(6)　上記以外に総務部長が必要と認めるもの

第５　届出

前項に規定する支援策を受けようとするグループの代表者は、「グループ自主研究届出書」（様式１）を毎年度総務部長に提出する。

第６　登録

総務部長は、前項の届出があったグループについて内容を審査のうえ登録の採否を決定し、その結果をグループの代表者に通知するものとする。

第７　報告書の提出

前項で登録されたグループの代表者は、当該年度の定められた期日までに「グループ自主研究活動報告書」（様式３）及び「活動経費明細書」（様式４）を総務部長に提出しなければならない。

第８　奨励金の支給

１　県は、前項で提出された報告書の内容を審査し、その内容が優秀と認められるものについて、活動経費の一部を奨励金として予算の範囲内で支給する。

２　奨励金の額は、第６で登録されたグループが研究調査活動に関して当該年度中に実際に負担した次の経費とし、１グループ当たり３万円を上限とする。

(1)　講師の謝金及び旅費
(2)　研究調査旅費
(3)　図書購入費
(4)　消耗品費（飲食に関する経費を除く。）
(5)　印刷製本費
(6)　会場借上料
(7)　その他総務部長が必要と認める経費

第９　研究成果の公開

県は、報告を受けた研究調査活動の成果について、職員に公開するものとする。

第10　その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成24年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和２年５月18日から実施する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から実施する。